

## 岩内町再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託仕様書

### 1 委託業務名

「岩内町再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務」（以下「本業務」という。）

### 2 契約期間

契約締結の日から令和8年2月10日（火）まで

### 3 委託場所

北海道岩内町内他

### 4 業務の目的

本町では、2024年6月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、岩内町ゼロカーボンビジョンを策定し、脱炭素化と地域課題解決の両立を図る取組を推進することによって、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける持続可能なまちづくりを目指すこととした。

一方で、太陽光や風力などの再生可能エネルギー設備の導入にあたっては地域の環境や景観、防災面での配慮が不可欠であり、円滑な事業の推進のためには地域住民や利害関係者との合意形成が重要となっている。

本業務では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づく「促進区域」や環境保全を優先するべきエリア等の設定並びに地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を見据えたゾーニングマップを作成し、地域に調和する再エネの最大限導入を図ることを目的とする。

### 5 対象とする再生可能エネルギー

太陽光発電、洋上及び陸上風力発電。

その他の再エネについては提案、意見聴取の結果によるものとする。

### 6 業務内容

委託業務の内容は、以下に示される事項とする。

#### （1）再生可能エネルギーゾーニングに関する情報の整理

##### ①自然的・社会的条件等の整理

円滑で合理的なゾーニングマップの作成を行ううえで必要な各種情報を体系的に収集・整理しGIS データとして整備する。

②再エネ導入ポテンシャルの確認、整理

岩内町再生可能エネルギー導入目標及び岩内町ゼロカーボンビジョンの策定過程で得られた既存データについて収集・整理を行う。

③関係者ヒアリング

ゾーニングマップ作成にあたり有効な既存資料、事業による地域へのメリット、事業を実施する際の留意事項、ゾーニングの条件などについて、関係者へのヒアリング調査を実施する。

(2) ゾーニングマップ及び環境配慮事項の作成

①環境配慮事項に関する調査

貴重な植生や生態系、保全すべき施設等の分布、土砂災害特別警戒区域等の防災上配慮が必要な区域、主要眺望点からの景観、主要な船舶航路、漁業利用状況などゾーニングに係わる重点事項について、現地調査や専門家等への聞き取り調査等を行い、ゾーニングマップ及び環境配慮事項に反映させる。

②関連法令、北海道促進区域基準との整合、整理

(3) 意見聴取・合意形成

①町民アンケートの実施

ゾーニングマップや促進区域に関する以下のアンケートを実施し意見聴取を行う。

I. ゼロカーボンフェスタ 2025 の来場者約 100 名程度へのアンケートの実施。

II. 町内ランダム抽出による 1,000 世帯への町民アンケートを実施。

町民アンケートの実施にあたり、送付先の封筒及び宛先のデータは本町が用意し、アンケート調査票の印刷や発送は受託者の負担で行う。

②岩内町ゼロカーボン協議会での協議、岩内町環境審議会での諮問・答申

関係団体等と調整を行うため、本町が開催する協議会及び審議会に関して、開催準備、当日の資料説明、議事録作成等の支援を行う。協議会は 3 回程度、審議会は 1 回を想定する。

なお、会場は町が手配し、会場の使用料や委員への報酬等、開催に伴う費用は町が支払うものとする。

また、今年度新設する協議会のメンバーの選定は町が行うが、必要に応じて他のメンバーの提案を妨げない。

③岩内町環境審議会での意見を踏まえた修正

審議会の開催・運営支援を行うとともに、ゾーニングマップ（案）についての答申に基づき、資料の修正を行う。

④パブリックコメントの実施支援

最終的な意見聴取として町が実施するパブリックコメントの準備等を支援する。

#### (4) ゾーニングマップの作成

ゾーニングマップ作成に当たっては、(1)～(3)での調査結果、GIS データ等を活用し、環境省等の示すマニュアル等に準じた手法により作成する。

ゾーニングエリアは、下記を基本とし、他市町村の動向や岩内町ゼロカーボン協議会での協議等を踏まえて設定する。

- 保全エリア：再エネ施設の導入に対して、環境保全に関する法令や自然条件等により、環境保全を優先することが考えられる再エネの設置が望ましくないエリア。
- 法的調整エリア：土地利用制限（農地等）により、再エネの設置にあたり法的調整が必要なエリア
- 配慮エリア：配慮事項はあるが、再エネの立地が見込めるエリア
- 促進エリア：自然や社会環境への影響が小さく、地域の合意形成が得られ易く、かつ再エネ施設の導入にあたっての課題等も少ないと考えられる再エネの導入を促進していくエリア

#### 7 打合せ

本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合を綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。

#### 8 完成検査

受託者は、業務完了報告書を提出する際には、事前に契約書類及び仕様書にて義務付けられた資料の整備をすべて完了し、町に提出しなければならない。また、町の立会いのもと、完成検査を実施するものとする。検査の結果及び成果品納品後に不備又は誤りが発見された場合、受託者は速やかに修正しなければならない。

#### 9 成果品の帰属

本業務の成果品に係る権利は、全て委託者に属するものとし、受託者は、委託者の承認を受けずに成果品の全部又は一部を他に使用し、貸与し、又は公表してはならない。

#### 10 成果品の提出

成果品は、下記の内容とする。

- ①報告書及び概要版 報告書5部、概要版10部
- ②上記①のデータを保存した電子媒体（CD-RやDVD-R等） 2枚

PDFに変換したデータのほか、ワード、エクセル、パワーポイント等の加工が可能なデータを

記録し、提出すること。

③上記①のデータを公表用に再編した資料をパワーポイント等のデータにより提出すること。

#### 11 業務遂行における連絡・調整

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と町は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者がすべて議事録に記録し相互に確認すること。

#### 12 資料の貸与

業務の実施において必要となる町所有の関連図書、関係資料等は、町が貸与するものとする。資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、貸与された資料については、必要がなくなった時点又は業務完了時にすべて返却するものとする。町が提供した電子データについては取扱に注意する。

#### 13 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ町の承諾を得たときはこの限りではない。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、または請け負わせることはできない。

#### 14 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

#### 15 その他

- (1) 本業務は、環境省「令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第4号事業）」を活用した事業であるため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。
- (2) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (3) 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに町と協議し、業務を遂行することとする。

以上